

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 5 号

損害賠償の額の決定について

消防ポンプ自動車の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年12月18日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 10万3,334円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年11月19日午前10時5分頃、喜光地町一丁目1番18号地先駐車場において、消防ポンプ自動車が消火栓点検作業中に移動のため後進した際、相手方カーポートの屋根に接触し、破損させた。